

【業務改善命令】

(処分日：平成30年12月26日)

業者名 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
クレジットタイム 京都府知事（3）第03413号 平成22年10月8日	京都市上京区河原町通荒神口下る 上生州町222番地25	<ul style="list-style-type: none">・返済能力の調査義務違反・指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務違反・資力を明らかにする事項を記載した書面徴求義務違反・契約締結前の書面の交付義務違反・契約締結時の書面の交付義務違反・受取証書の交付義務違反・帳簿の備付け義務違反・個人信用情報の提供義務違反・指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得義務違反

業務改善の内容

資金需要者の利益の保護を図るため、処分理由（違反事項）に掲げる内容について業務運営の改善に必要な措置を講じ体制の整備を図ること。

【参考】

指定信用情報機関の信用情報の使用義務違反

貸金業法では、貸金業者が個人と貸付契約を締結しようとする場合には、返済能力調査を行うことが義務づけられており、その際に指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが定められています。